令和元年９月１０日

第４回廿日市市議会議案説明書

（第３回定例会）

廿　日　市　市

第４回廿日市市議会議案説明書目次

報告第２２号　専決処分事項の報告について　……１

議案第６６号　廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例　……３

議案第６７号　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例　……５

議案第６８号　廿日市市手数料条例の一部を改正する条例　……７

議案第６９号　廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例　……９

議案第７０号　廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例　……１１

議案第７１号　廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例　……１３

議案第７２号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例　……１５

議案第７３号　廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例　……１９

議案第７４号　子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例及び廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例　……２１

議案第７５号　廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例　……２３

議案第７６号　廿日市市上水道事業給水条例の一部を改正する条例　……２５

議案第７７号　廿日市市休日・夜間急患診療所条例を廃止する条例　……２７

議案第８１号　工事請負契約の締結について　……２９

議案第８２号　公の施設の指定管理者の指定について　……３１
議案第８３号　工事請負契約の締結について　……３３
諮問第　２　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　……３５

（報告第２２号）

専決処分事項の報告について

（工事委託契約の変更について）

（下　水　道　課）

１　専決処分した理由

平成３０年議案第７０号により契約を締結することについて議決を得た山陽本線宮島口・前空間３２８ｋ５３５ｍ付近下水道管新設工事の委託契約については、軌道敷における計測管理及び軌道整備の保安費用が減少したことなどにより、委託金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したものである。

２　専決処分の内容

現 委 託 金 額	変 更 委 託 金 額	減　　少　　額
179,491,000円	171,929,672円	7,561,328円

３　専決処分年月日

令和元年６月２７日

４　根拠法令

(1)　地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2)　市長の専決処分事項

第３号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第６号）第２条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の１００分の５を超えない変更契約を締結すること。

（議案第６６号）

廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例

（建 築 指 導 課）

１　制定の理由

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の区域内における建築基準法の規定による制限の緩和に関し必要な事項を定めようとするものである。

２　条例の内容

(1)　趣旨・定義（第１条及び第２条関係）

条例の趣旨について定め、並びに条例における用語の意義として伝統的建造物及び修景基準を定義する。

(2)　伝統的建造物及び保存地区内の伝統的建造物以外で修景基準に適合する建築物における次の制限の緩和について定める。

ア　居室の採光に係る制限の緩和（第３条関係）

イ　道路内の建築制限の緩和（第４条関係）

ウ　建築物の各部分の高さに係る制限の緩和（第５条関係）

３　施行期日

公布の日

４　根拠法令

建築基準法

第８５条の３　文化財保護法第１４３条第１項又は第２項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第１項後段（同条第２項後段において準用する場合を含む。）の条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第２１条から第２５

条まで、第２８条、第４３条、第４４条、第５２条、第５３条、第５５条、第５６条、第６１条、第６２条及び第６７条第１項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

（議案第６７号）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（人　事　課）

１　提案の要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法及び児童福祉法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることなどに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条　例　名	整　理　の　内　容
ア　職員の給与に関する条例	期末手当、勤勉手当等について、成年被後見人又は被保佐人に該当することとなり失職した場合の規定を削除し、その他必要な規定を整理する。
イ　職員の旅費に関する条例	
ウ　職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	引用条項を整理する。
エ　廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	
オ　廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	廿日市市非常勤の消防団員の欠格事項から成年被後見人及び被保佐人を削除し、その他必要な規定を整理する。

２　施行期日

令和元年１２月１４日。ただし、１の表のエの条例に係る改正規定については、公布の日

（議案第６８号）

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

（財　政　課）

1　改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度が拡充されることに伴い、当該認定事務に係る手数料の額を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る審査の標準手数料額が改定されることに伴い、当該事務に係る手数料の額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2　改正の内容

(1)　手数料の追加

複数の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額を次のとおり定める。

ア　新たに複数の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける場合

当該計画における建築物１棟ごとに算定した額を合算した額

イ　アで認定を受けた計画を変更する場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画に変更する場合

当該計画において、変更の事由が生じる建築物１棟ごとに算定した額及び新たに計画に記載しようとする建築物１棟ごとに算定した額を合算した額

(2)　手数料の改定

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の審査に係る手数料を次のとおり改定する。

危険物の貯蔵最大数量	単位	現　行	改正案
１万キロリットル以上 ５万キロリットル未満	１件	158万円	159万円
５万キロリットル以上 10万キロリットル未満	１件	194万円	195万円
10万キロリットル以上 20万キロリットル未満	１件	226万円	227万円

３　施行期日

令和元年１０月１日。ただし、２の(1)の改正規定については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第１条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

４　根拠法令

地方自治法

第２２７条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

（議案第６９号）

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

（市　　民　　課）

１　改正の理由

住民基本台帳法施行令の一部が改正され、住民票へ旧氏の記載ができることとされたことに伴い、旧氏を表した印鑑を登録することができるようにするなどの改正を行おうとするものである。

２　改正の内容

(1)　住民票に記載された旧氏を表した印鑑を登録することができることとする。

(2)　印鑑登録原票の登録事項に住民票に記載された旧氏を加える。

(3)　印鑑登録証明書の記載事項に印鑑登録原票に登録された旧氏を加える。

(4)　その他必要な規定の整理を行う。

３　施行期日

令和元年１１月５日

４　根拠法令

地方自治法

第１４条　普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

（議案第７０号）

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

（環 境 政 策 課）

１　提案の要旨

地元管理組合で管理を行っている城山墓苑及び三軒屋墓苑について、公の施設としての墓地を廃止しようとするものである。

２　施行期日

公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日

３　根拠法令

地方自治法

第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

（議案第７１号）

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

（循環型社会推進課）

１　改正の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常災害により生じた廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続を簡素化するなどの改正を行おうとするものである。

２　改正の内容

(1)　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続の対象となる施設に、廿日市市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する焼却施設を加える。

(2)　非常災害により生じた廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の期間は、１か月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間とする。

(3)　その他必要な規定の整理を行う。

３　施行期日

公布の日

４　根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第９条の３

②　前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

第９条の３の３

②　前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

（議案第７２号）

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

（福 祉 総 務 課）

１　改正の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付けを受けた者等の収入等を調査できるようにするとともに、災害弔慰金等の支給に関する事項を審査するため廿日市市災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするものである。

２　改正の内容

(1)　災害援護資金の貸付けを受けた者等に関する調査

市は、償還金の支払猶予又は償還免除を行うかを判断するために必要と認めるときは、当該資金の貸付けを受けた者等の収入又は資産の状況について、当該資金の貸付けを受けた者等に報告を求め、又は官公署に対し必要な資料の提供を求めることができることとする。

(2)　廿日市市災害弔慰金等支給審査会

ア　委員の定数は、５人以内とする。

イ　委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

ウ　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3)　特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例において、廿日市市災害弔慰金等支給審査会の委員の報酬及び費用弁償の額を次のとおり定める。

報　酬	費用弁償			
	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	食卓料（１夜につき）	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃

１回につき 14,000円	2,200円	10,900円	2,200 円	旅費条例の規定の例により算出して得た額

３　施行期日

公布の日

４　根拠法令

(1)　災害弔慰金の支給等に関する法律

第１０条　市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

(2)　地方自治法

第１３８条の４

③　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第２０３条の２　普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

②　前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

④　報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定め

なければならない。

（議案第７３号）

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

（福 祉 総 務 課）

１　提案の要旨

廿日市市総合健康福祉センターにおける高齢者及び障害者のデイサービス事業を行うデイサービスセンターとしての用途を廃止しようとするものである。

２　施行期日

公布の日

３　根拠法令

議案第７０号説明書に同じ。

（議案第７４号）

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例及び廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

（こども課　教育委員会）

１　改正の理由

子ども・子育て支援法の一部が改正され、子育てのための施設等利用給付が創設されること及び幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、子ども・子育て支援法に基づく過料並びに廿日市市立宮島幼稚園の保育料及び預かり保育料に関する規定を改正しようとするものである。

２　改正の内容

(1)　子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正

ア　子育てのための施設等利用給付に関して正当な理由なしに虚偽の報告等を行った者に対し１０万円以下の過料を科することとする。

イ　その他必要な規定の整理を行う。

(2)　廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正

ア　保育料を無償とする。

イ　保育の必要性がある子どもと認定された場合は、法令で定める額を限度として、当該子どもに係る預かり保育料は徴収しないこととする。

ウ　その他必要な規定の整理を行う。

３　施行期日

令和元年１０月１日

４　根拠法令

(1)　子ども・子育て支援法

第８７条　市町村は、条例で、正当な理由なしに、第１３条第１項（第３０条の３において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、

若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第１３条第１項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し１０万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

② 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第１４条第１項（第３０条の３において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第１４条第１項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し１０万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(2) 地方自治法

第２２５条　普通地方公共団体は、第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

（議案第７５号）

廿日市市小規模下水道条例の一部を改正する条例

（下　水　道　課）

１　提案の要旨

小規模下水道のふじタウン下水道を廃止し、その処理区域を公共下水道の処理区域に編入するため、ふじタウン下水道に係る規定を削除するものである。

２　施行期日

令和元年１２月１日

３　根拠法令

議案第７０号説明書に同じ。

（議案第７６号）

廿日市市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

（水　　道　　局）

１　改正の理由

水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定について、５年ごとの更新制が導入されることなどに伴い、当該更新に係る手数料の額を定めるなどの改正を行おうとするものである。

２　改正の内容

(1)　指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料の額を次のとおり改定する。

現　行	改正案
１件につき１万円	１件につき２万円

(2)　指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の額を１件につき１万円と定める。

(3)　その他必要な規定の整理を行う。

３　施行期日

令和元年１０月１日

４　根拠法令

議案第６８号説明書に同じ。

（議案第７７号）

廿日市市休日・夜間急患診療所条例を廃止する条例

（健 康 推 進 課）

１　提案の要旨

廿日市市休日・夜間急患診療所を廃止するため、廿日市市休日・夜間急患診療所条例を廃止しようとするものである。

２　施行期日

公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日

３　根拠法令

議案第７０号説明書に同じ。

（議案第８１号）

工事請負契約の締結について

（契　　約　　課）

１　提案の要旨

廿日市市佐方一丁目、城内二丁目及び城内三丁目地内において施工する街路畑口寺田線４工区橋梁（りょう）上部工事の請負契約を締結しようとするものである。

２　請負契約の内容

(1)　工事内容　橋梁（りょう）上部工事

上部工　延長　６８メートル

(2)　請負金額　３１９，０００，０００円

(3)　請 負 者　広島市中区上八丁堀７番１号

佐藤鉄工株式会社広島営業所

所長　藤　山　賢　二

(4)　工　　期　議決の日の翌日から

令和２年１２月２８日まで

３　根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

位　置　図

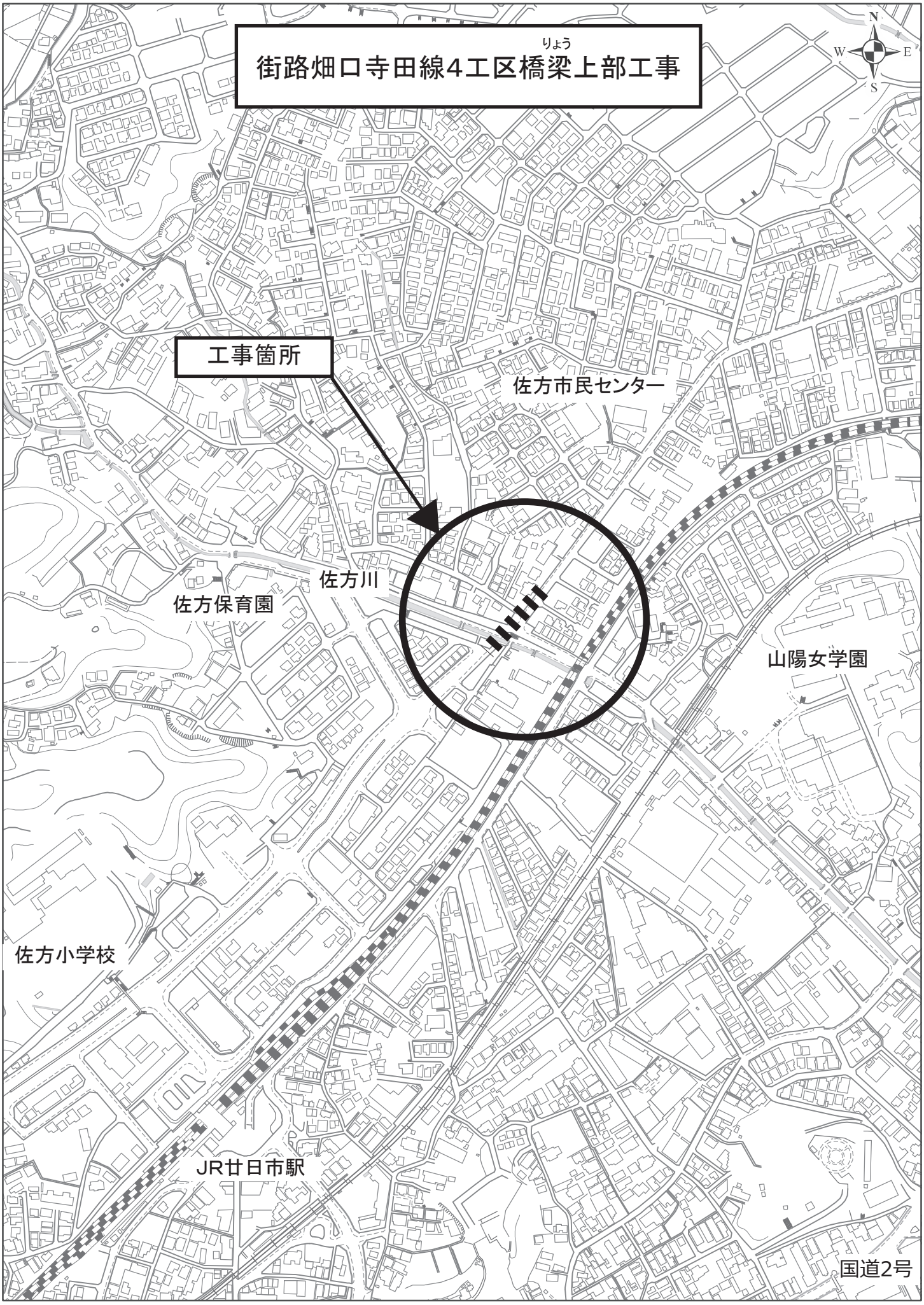
街路畑口寺田線4工区橋梁上部工事
N
W
E
S
工事箇所
佐方市民センター
佐方川
佐方保育園
山陽女学園
佐方小学校
JR廿日市駅
国道2号
50 25 0 50 メートル

配　置　図

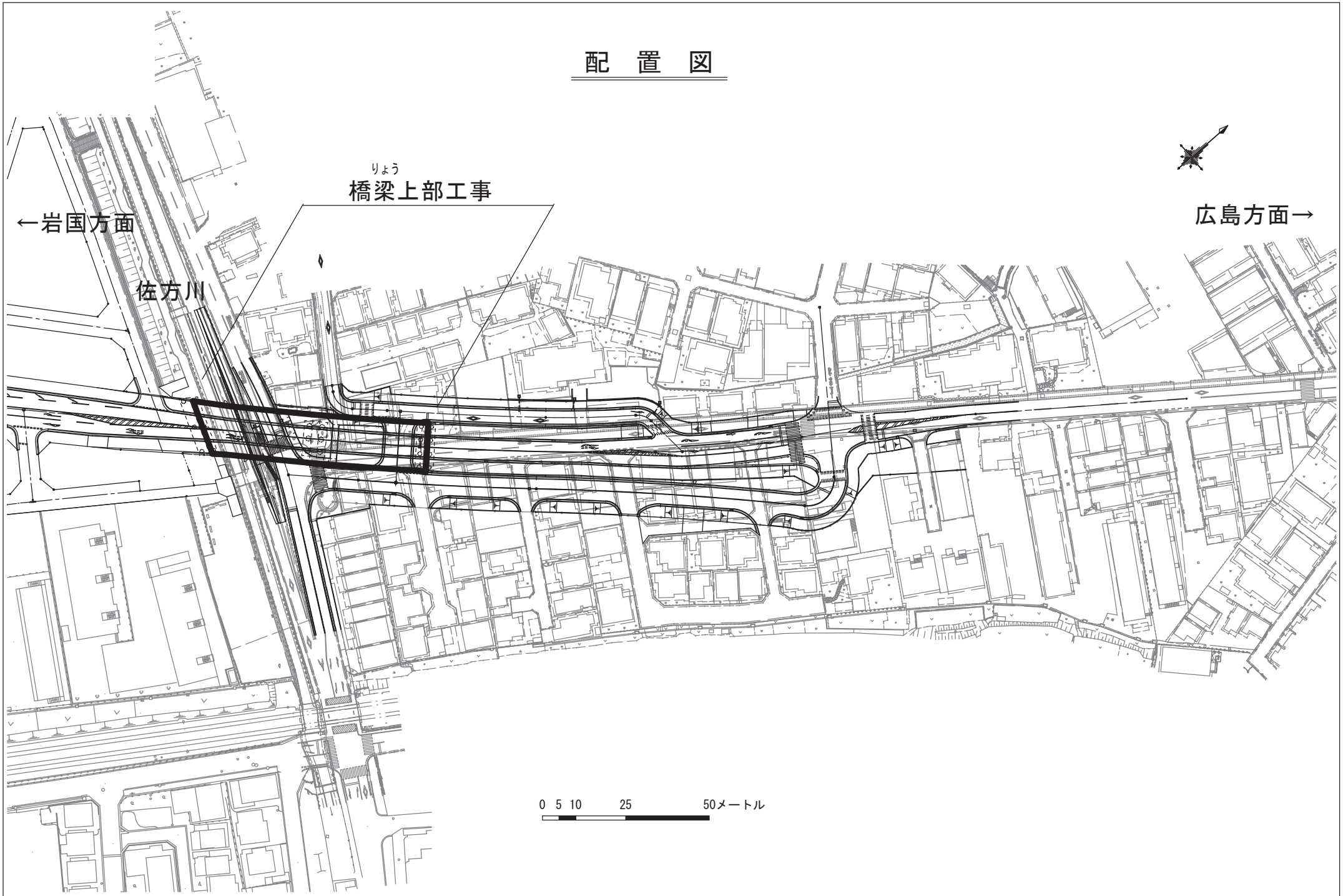

橋梁一般図

側面図

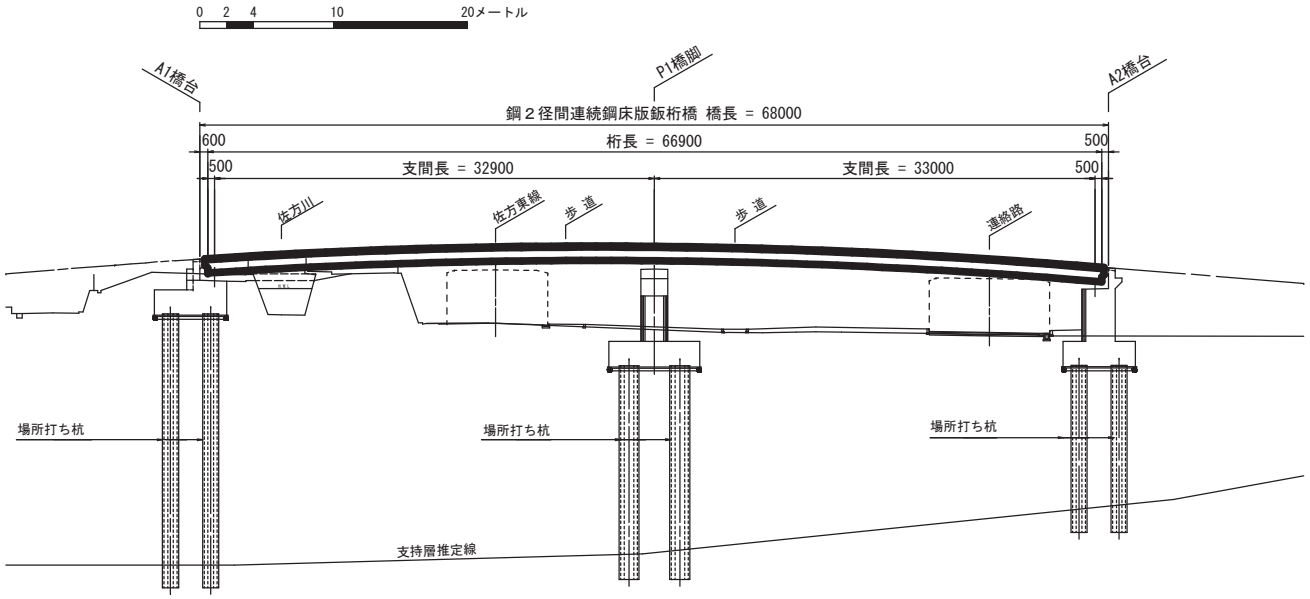

標準断面図

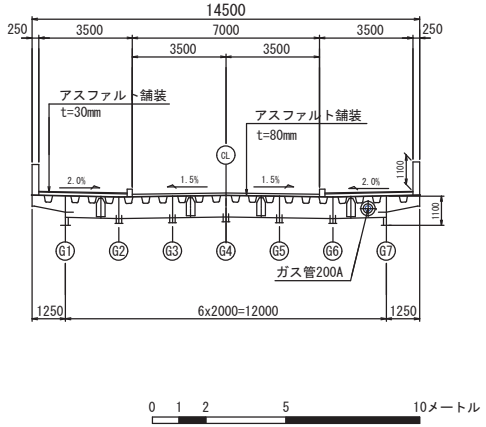

平面図

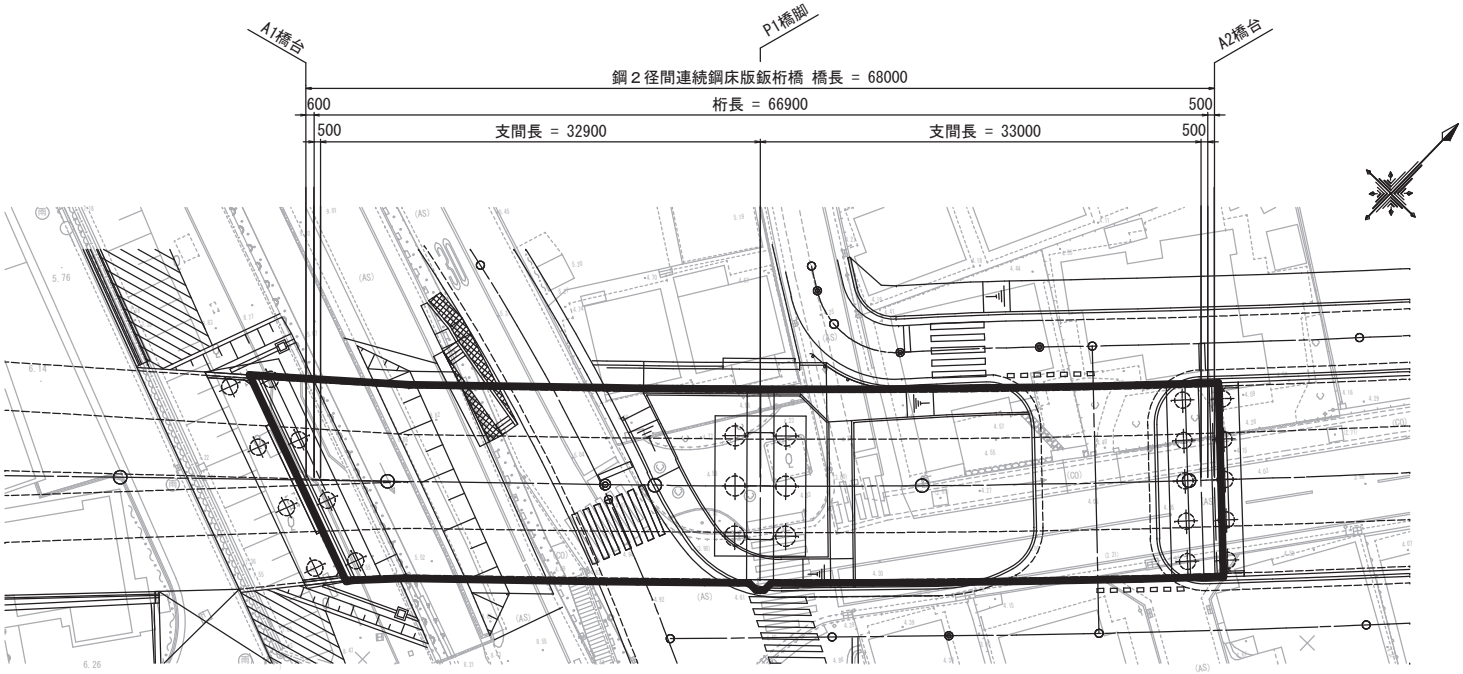

（議案第８２号）

公の施設の指定管理者の指定について

（住 宅 政 策 課）

１　提案の要旨

廿日市市市営住宅及び共同施設、廿日市市定住促進住宅及び共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅の指定管理者の指定期間が、令和２年３月３１日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1)　公の施設の名称

廿日市市市営住宅及び共同施設

廿日市市定住促進住宅及び共同施設

廿日市市特定公共賃貸住宅

廿日市市福祉住宅

(2)　指定管理者となる団体の名称

広島市中区大手町五丁目３番１２号

株式会社　第一ビルサービス

代表取締役　杉　川　　聡

(3)　指定の期間

令和２年４月１日から

令和７年３月３１日まで

２　根拠法令

地方自治法

第２４４条の２

⑥　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（議案第８３号）

工事請負契約の締結について

（消　防　本　部）

１　提案の要旨

廿日市市串戸一丁目９番３３号外９箇所において施工する高機能消防指令センター整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

２　請負工事の内容

(1)　工事内容　機械設備工事　一式

消防庁舎改修工事　一式

(2)　請負金額　５４０，６５０，０００円

(3)　請 負 者　広島市西区小河内町二丁目７番１１号

株式会社　協和エクシオ中国支店

執行役員支店長　藤　巻　英　司

(4)　工　　期　議決の日の翌日から

令和３年３月３１日まで

３　根拠法令

議案第８１号説明書に同じ。

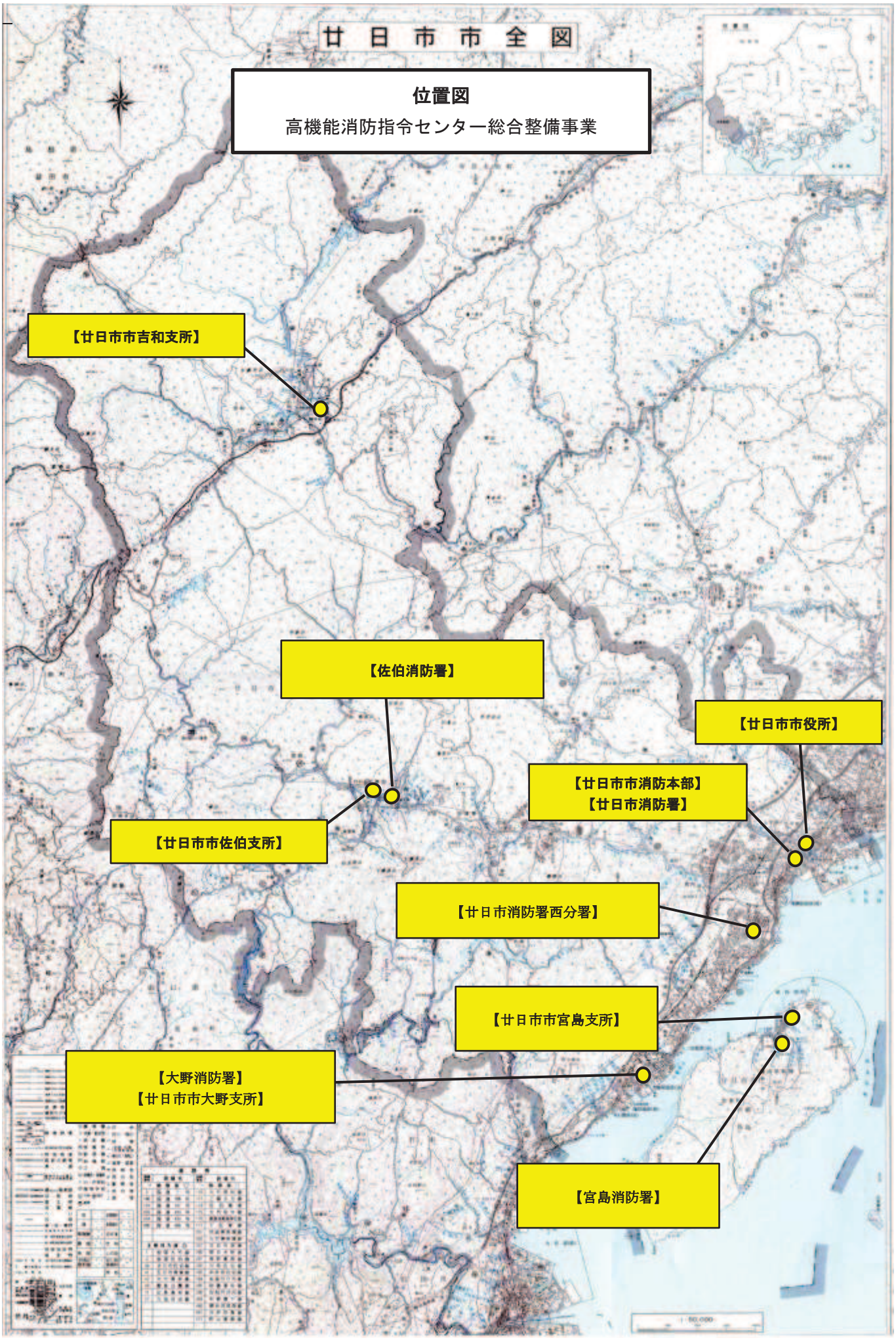
廿日市市全図
位置図
高機能消防指令センター総合整備事業
【廿日市市吉和支所】
【佐伯消防署】
【廿日市市役所】
【廿日市市消防本部】
【廿日市消防署】
【廿日市市佐伯支所】
【廿日市消防署西分署】
【廿日市市宮島支所】
【大野消防署】
【廿日市市大野支所】
【宮島消防署】

既存の場所に高機能消防指令センターを更新整備

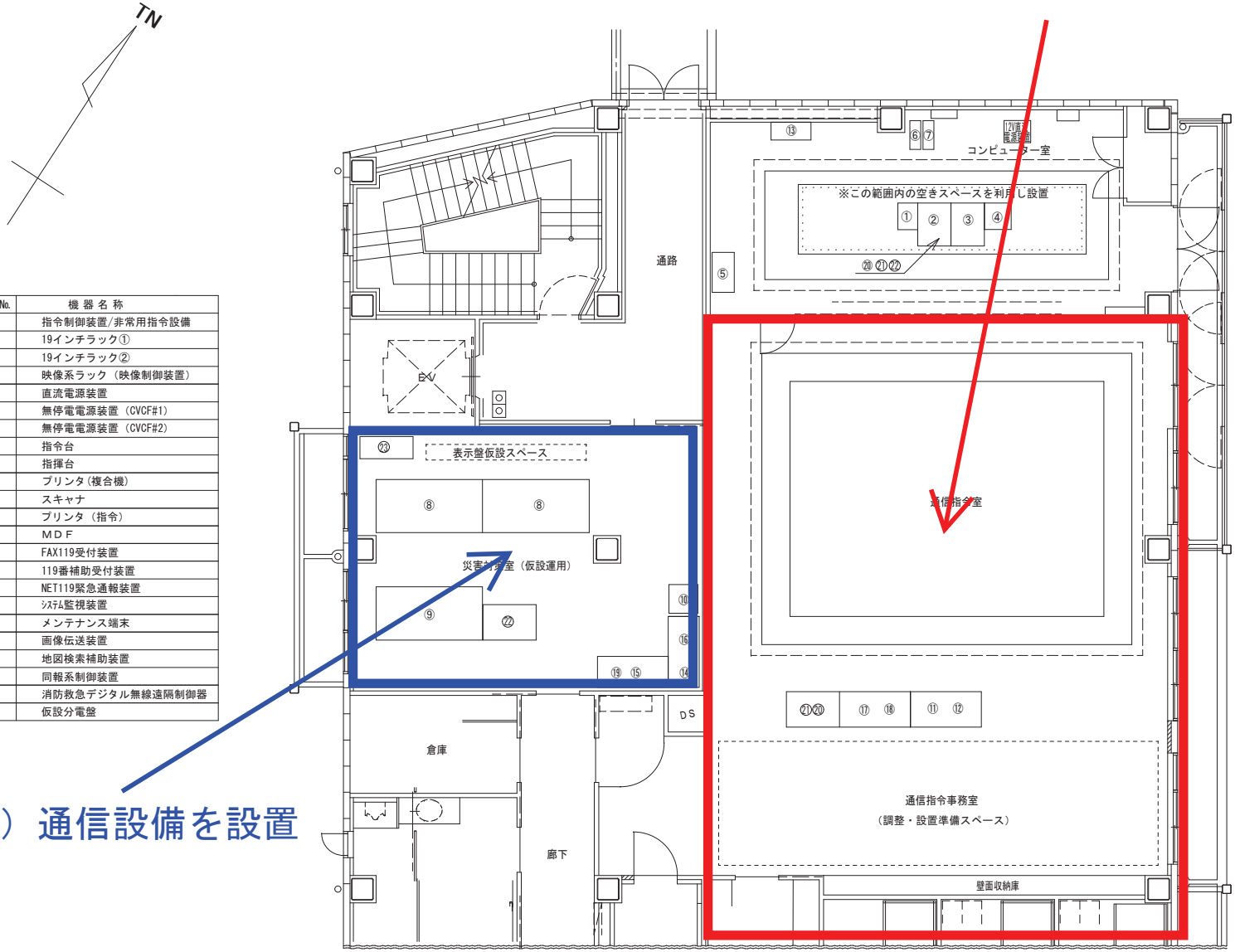

機器No.	機 器 名 称
①	指令制御装置/非常用指令設備
②	19インチラック①
③	19インチラック②
④	映像系ラック（映像制御装置）
⑤	直流電源装置
⑥	無停電電源装置（CVCF#1）
⑦	無停電電源装置（CVCF#2）
⑧	指令台
⑨	指揮台
⑩	プリンタ（複合機）
⑪	スキャナ
⑫	プリンタ（指令）
⑬	ＭＤＦ
⑭	FAX119受付装置
⑮	119番補助受付装置
⑯	NET119緊急通報装置
⑰	ｼｽﾃﾑ監視装置
⑱	メンテナンス端末
⑲	画像伝送装置
⑳	地図検索補助装置
㉑	同報系制御装置
㉒	消防救急デジタル無線遠隔制御器
㉓	仮設分電盤

（仮運用）通信設備を設置

３階仮設図 S=1/100

消防本部・廿日市消防署　３Ｆ

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	廿日市市消防本部・廿日市消防署　３階機器仮設配置図	縮尺	1/100

通信指令室が不通となった場合に備え、非常用通信設備（１１９）を更新

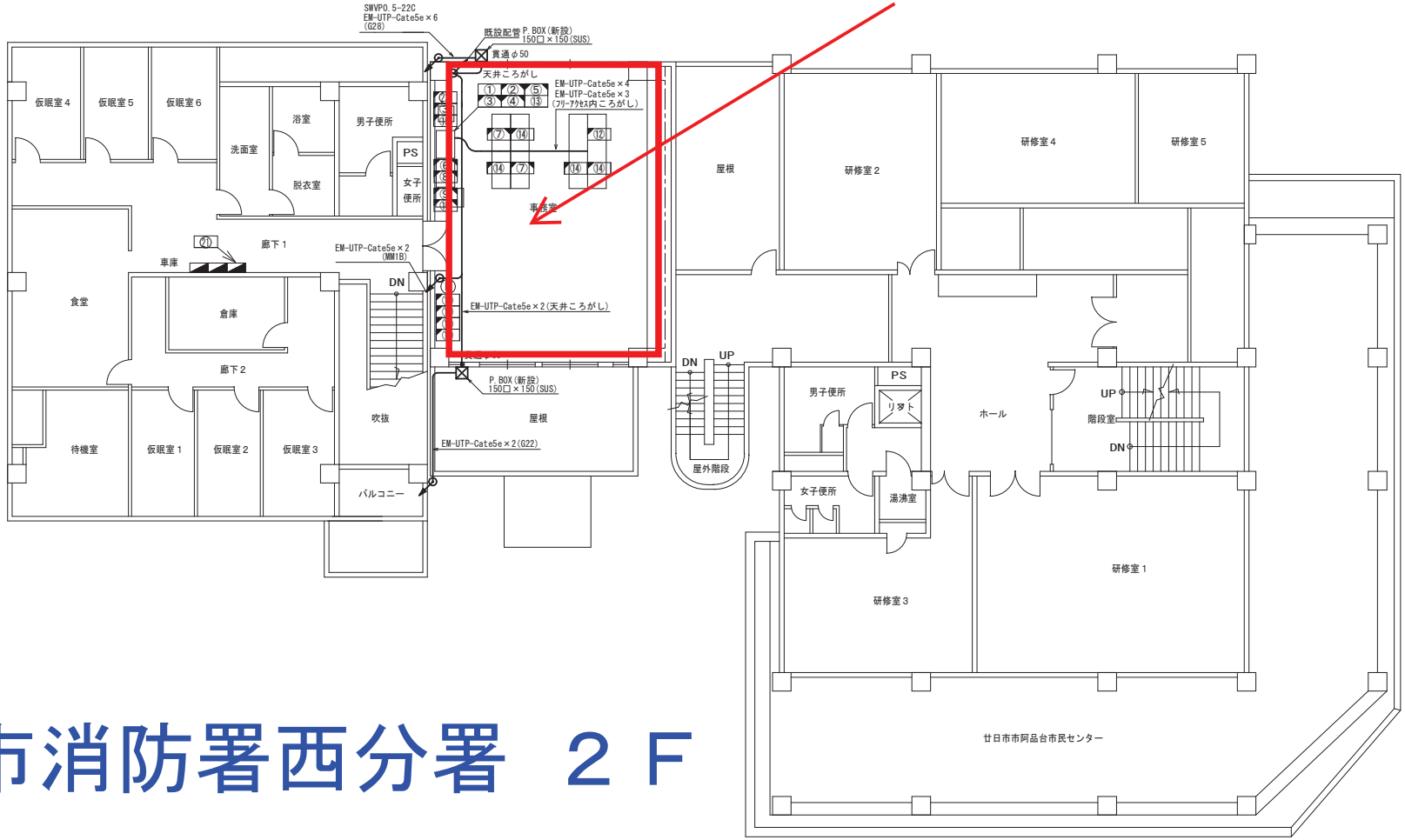

廿日市消防署西分署　２Ｆ

２階平面図 S=1/150

凡　例

―――― 天井隠ぺい配線	立上り
－－－－ 床隠ぺい配線	引下げ
------ 露出配線	素通し
(E19) ねじなし電線管(E19)	壁貫通箇所(防火)
(F17) 金属製可とう電線管(17)	壁貫通箇所
(MM1A) １種金属線ぴＡ型	その他図中表示による

：新設
：更新
：改修
：撤去
：移設
：既設

機器No.	機器名称	機器No.	機器名称	機器No.	機器名称	機器No.	機器名称
①	ＯＮＵ	⑥	支援情報スキャナ	⑫	地図検索補助装置	㉒	システムバックアップ装置
②	アクセスルータ	⑦	支援情報クライアント端末	⑬	卓上型固定移動局無線装置		
③	Ｌ２スイッチ	⑧	指令プリンタ	⑭	多機能電話機		
④	無停電電源装置	⑨	指令情報出力装置（兼）情報共有端末	⑮	ビジネスホン主装置		
⑤	支援情報プリンタ	⑩	指令情報出力装置（兼）情報共有端末ディスプレイ	㉑	庁舎分電盤　L-21		

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	西分署　２階平面図	縮尺	1/150

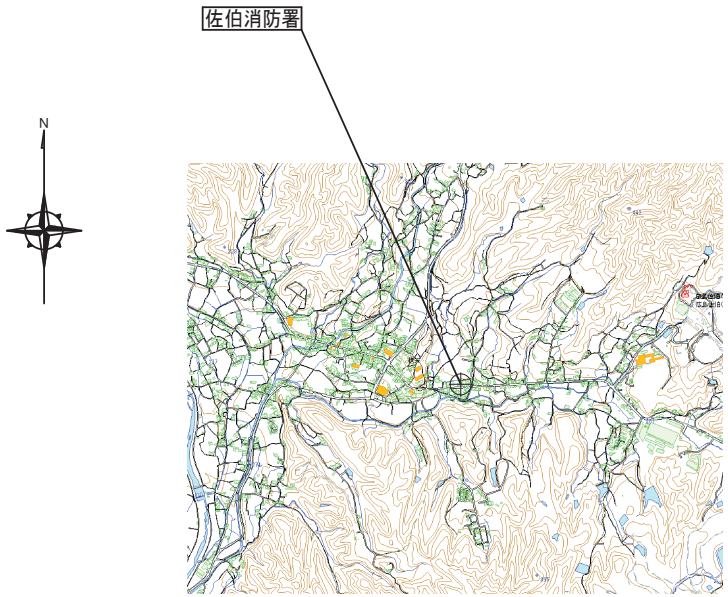

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の基盤地図情報を使用した。
（承認番号　平30情使、第1296号）

案内図　S=NON

住所：廿日市市津田１１４７－１０

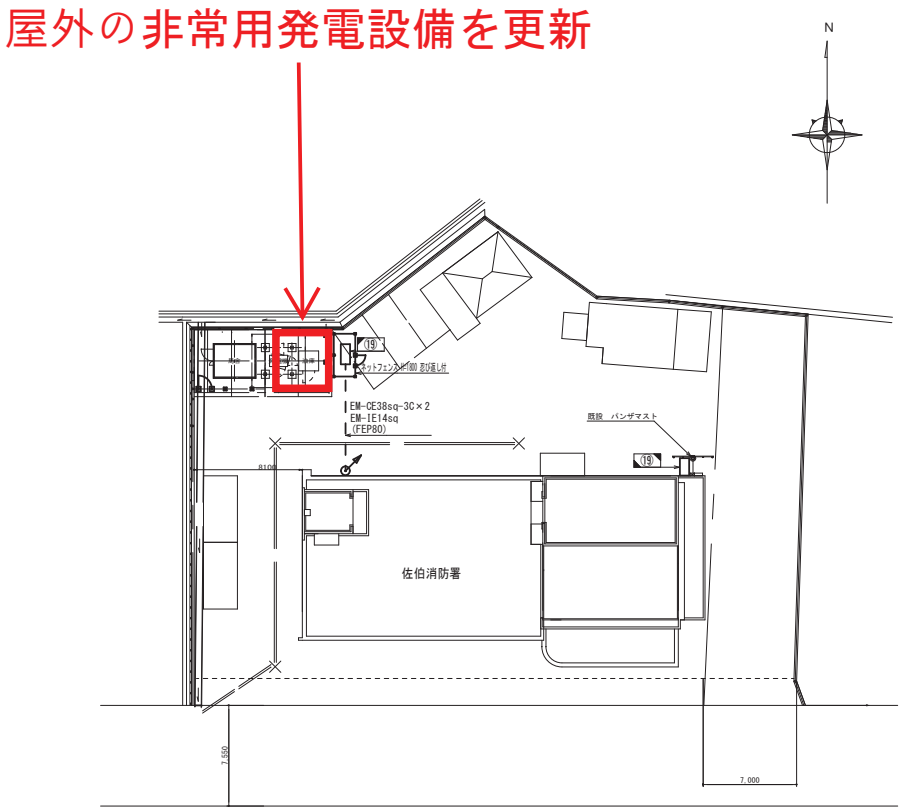

佐伯消防署

配置図

凡　例

―――― 天井隠ぺい配線	立上り
－－－ 床隠ぺい配線	引下げ
------ 露出配線	素通し
(E19) ねじなし電線管(E19)	壁貫通箇所(防火)
(F17) 金属製可とう電線管(17)	壁貫通箇所
(MM1A) １種金属線ぴＡ型	その他図中表示による

：新設
：更新
：改修
：撤去
：移設
：既設

機器No.	機 器 名 称
⑲	非常用発動発電機 15kVA

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	佐伯消防署　配置図・案内図	縮尺	1/400

屋外に非常用発電設備を設置

大野消防署

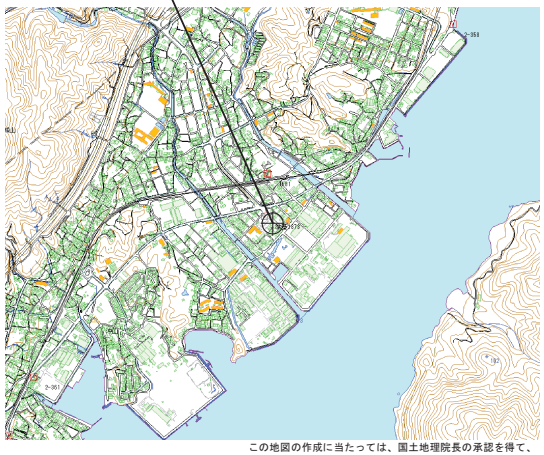

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
（承認番号　平30情使、第1296号）

案内図　S=NON

住所：廿日市市大野1-1-6

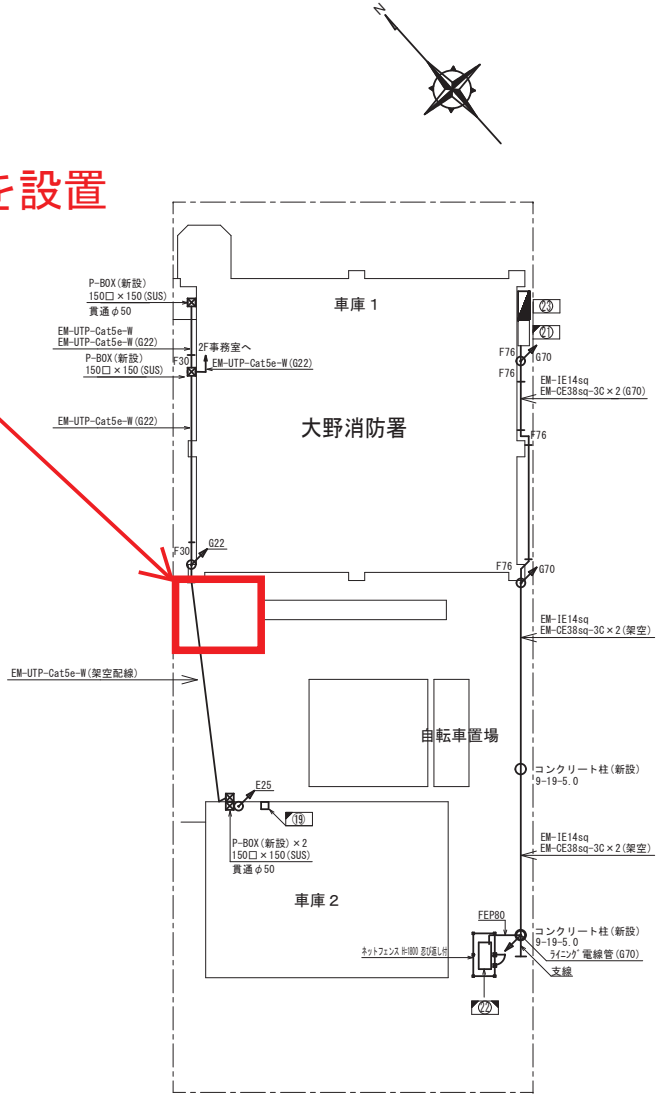

配置図

凡　例

―――― 天井隠ぺい配線	立上り
－－－ 床隠ぺい配線	引下げ
------ 露出配線	素通し
(E19) ねじなし電線管(E19)	壁貫通箇所(防火)
(F17) 金属製可とう電線管(17)	壁貫通箇所
(MM1A) １種金属線ぴＡ型	その他図中表示による

：新設
：更新
：改修
：撤去
：移設
：既設

機器No.	機器名称
⑲	無線ＬＡＮ装置
㉑	高速電源避雷器
㉒	非常用発動発電機 15kVA
㉓	引込電源避雷器 LM-WH

大野消防署

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	大野消防署　配置図・案内図	縮尺	1/300

階段下の非常用発電設備を更新

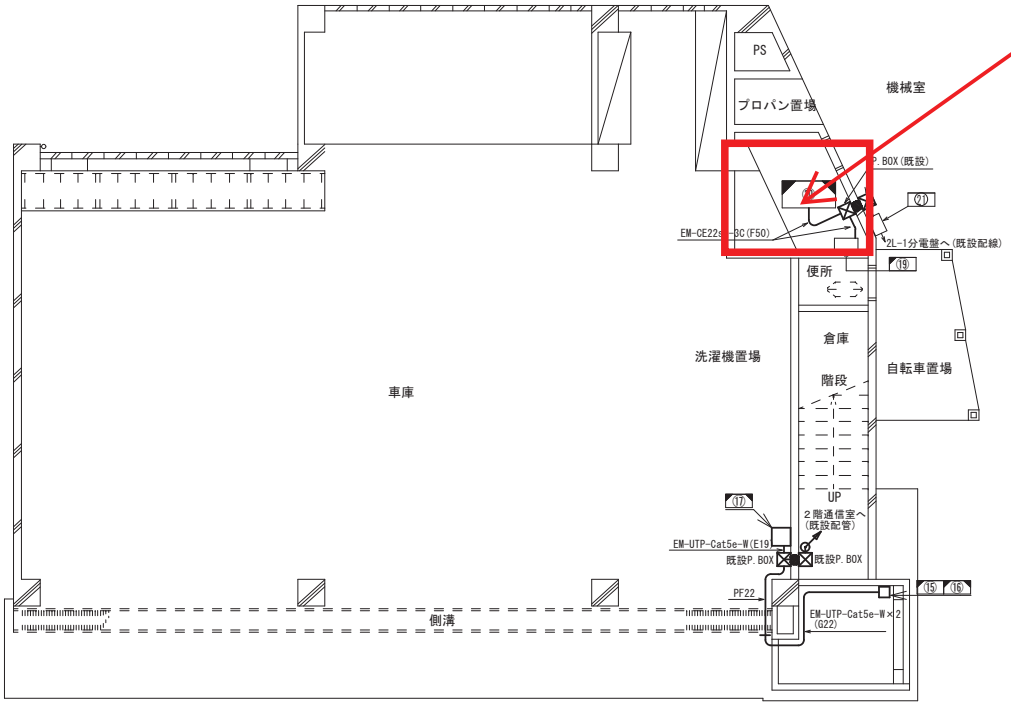

1階平面図 S=1/100

宮島消防署　１Ｆ

	：新設
	：更新
	：改修
	：撤去
	：移設
	：既設

機器No.	機 器 名 称
⑮	駆込み通報装置　連動カメラ
⑯	駆込み通報装置
⑰	無線ＬＡＮ装置
⑲	高速電源避雷器
⑳	非常用発動発電機 10kVA
㉑	引込開閉器盤　L-0

凡　例

天井隠ぺい配線	立上り
床隠ぺい配線	引下げ
露出配線	素通し
(E19) ねじなし電線管(E19)	壁貫通箇所(防火)
(F17) 金属製可とう電線管(17)	壁貫通箇所
(MM1A) １種金属線ぴＡ型	その他図中表示による

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	宮島消防署　１階平面図	縮尺	1/100

情報共有端末を設置（２箇所）

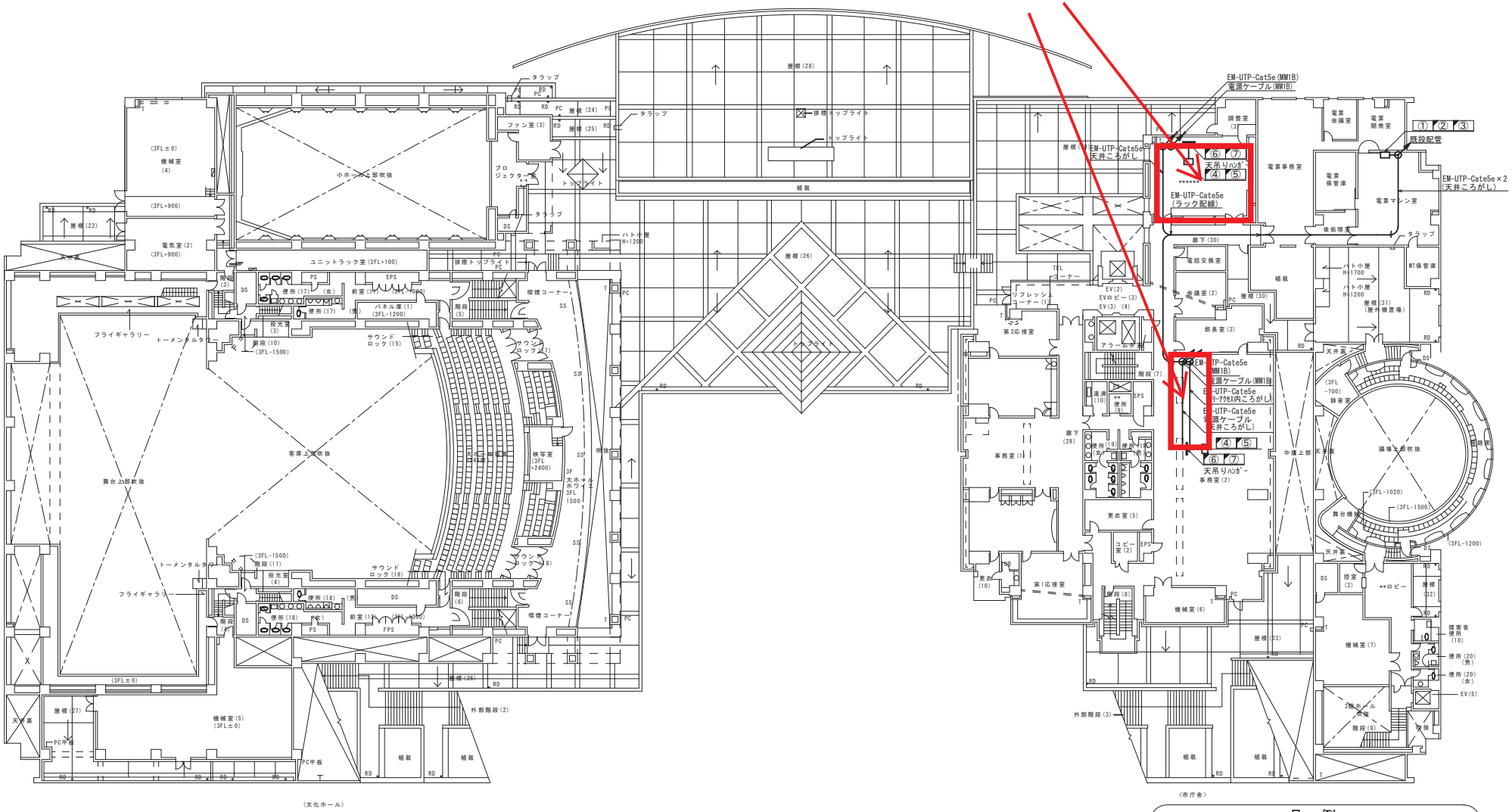

廿日市市役所　３Ｆ

凡　例

- 天井隠ぺい配線
- 床隠ぺい配線
- 露出配線
- (E19) ねじなし電線管(E19)
- (F17) 金属製可とう電線管(17)
- (MM1A) １種金属線ぴＡ型
- 立上り
- 引下げ
- 素通し
- 壁貫通箇所(防火)
- 壁貫通箇所
- その他図中表示による

：新設
：更新
：改修
：撤去
：移設
：既設

機器No.	機 器 名 称	機器No.	機 器 名 称
①	ＯＮＵ	⑥	ＨＤＭＩエクステンダー（受信機）
②	ルータ	⑦	表示盤
③	ＨＵＢ		
④	情報共有端末		
⑤	ＨＤＭＩエクステンダー（送信機）		

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	廿日市市役所　３階平面図	縮尺	1/400

情報共有端末を設置

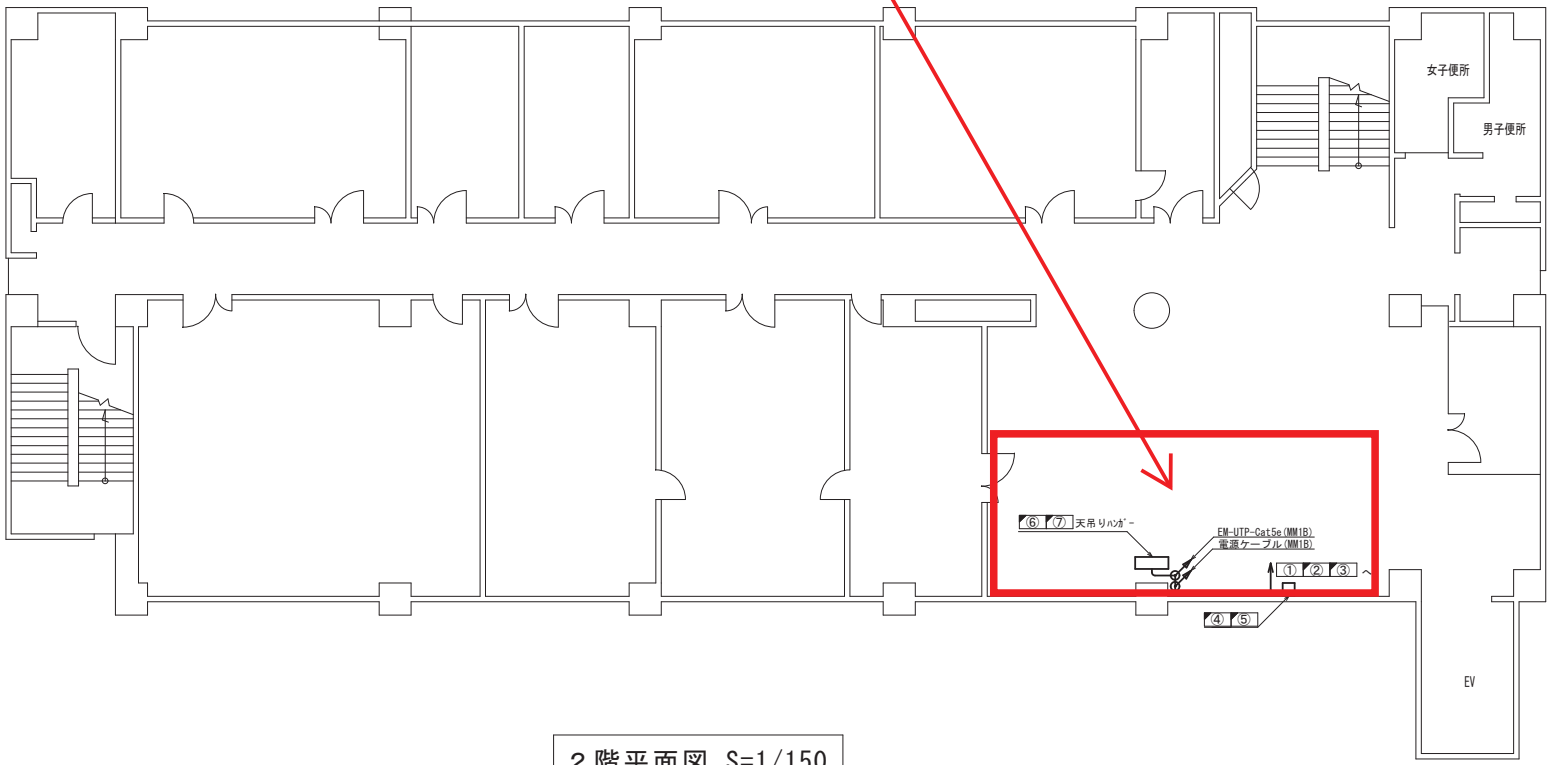

２階平面図 S=1/150

佐伯支所　２Ｆ

：新設
：更新
：改修
：撤去
：移設
：既設

機器No.	機 器 名 称	機器No.	機 器 名 称
①	ＯＮＵ	⑥	ＨＤＭＩエクステンダー（受信機）
②	ルータ	⑦	表示盤
③	ＨＵＢ		
④	情報共有端末		
⑤	ＨＤＭＩエクステンダー（送信機）		

凡　例

天井隠ぺい配線	立上り
床隠ぺい配線	引下げ
露出配線	素通し
(E19) ねじなし電線管(E19)	壁貫通箇所(防火)
(F17) 金属製可とう電線管(17)	壁貫通箇所
(MM1A) １種金属線びＡ型	その他図中表示による

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	佐伯支所　２階平面図	縮尺	1/150

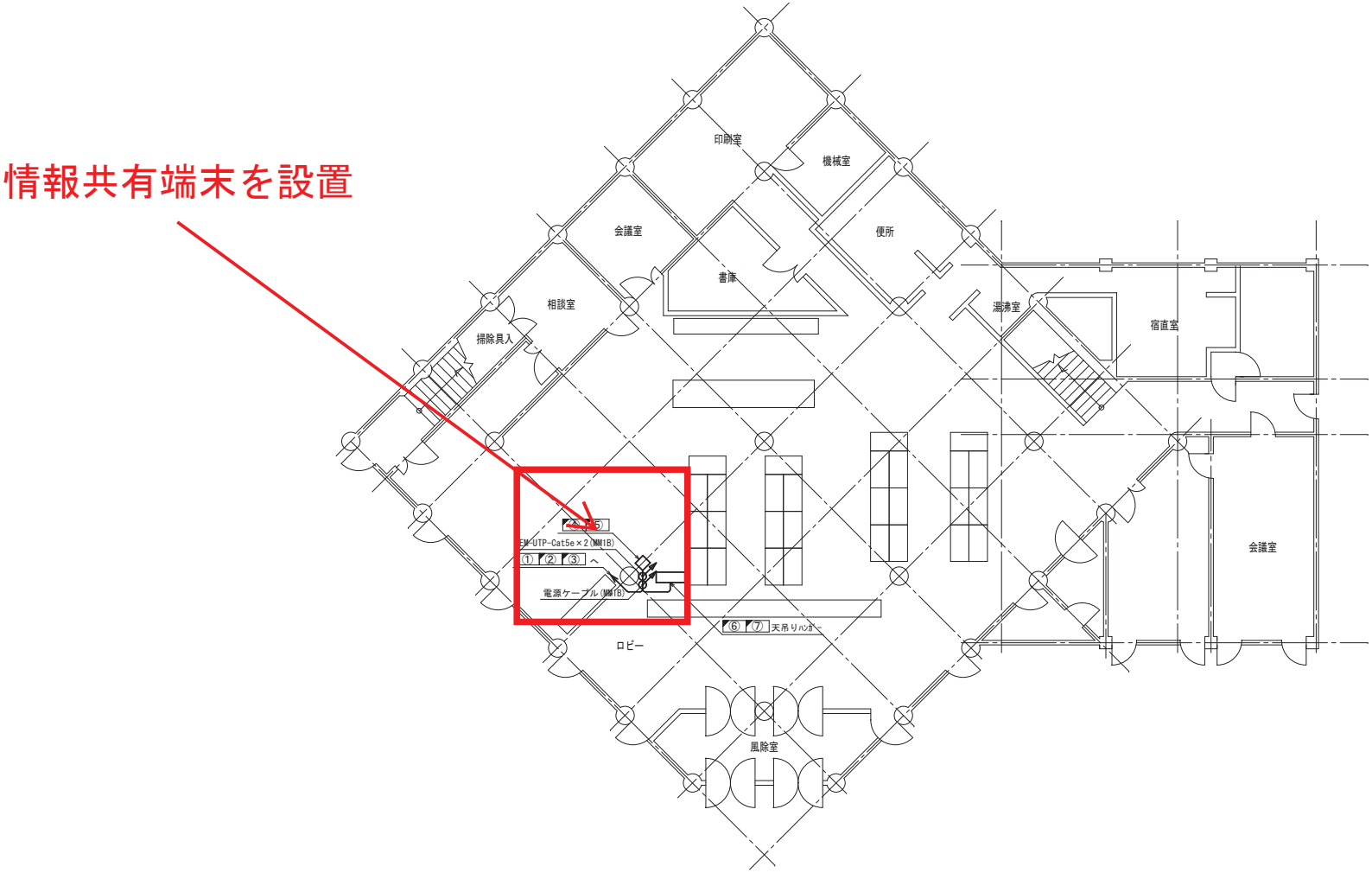

1階平面図 S=1/150

吉和支所　１Ｆ

凡　例

天井隠ぺい配線	立上り
床隠ぺい配線	引下げ
露出配線	素通し
(E19) ねじなし電線管(E19)	壁貫通箇所(防火)
(F17) 金属製可とう電線管(17)	壁貫通箇所
(MM1A) １種金属線ぴＡ型	その他図中表示による

：新設
：更新
：改修
：撤去
：移設
：既設

機器No.	機 器 名 称	機器No.	機 器 名 称
①	ＯＮＵ	⑥	ＨＤＭＩエクステンダー（受信機）
②	ルータ	⑦	表示盤
③	ＨＵＢ		
④	情報共有端末		
⑤	ＨＤＭＩエクステンダー（送信機）		

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	吉和支所　１階平面図	縮尺	1/150

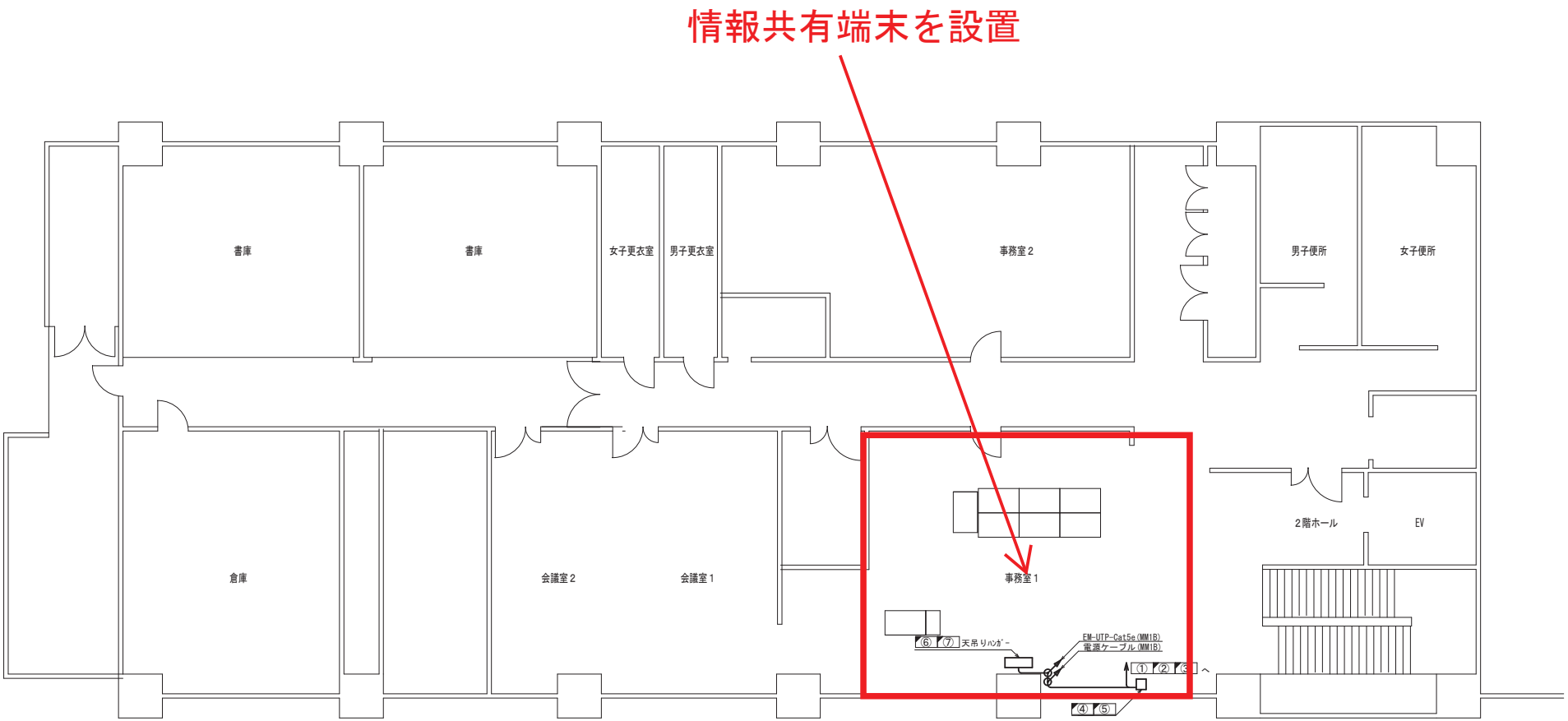

２階平面図 S=1/150

機器No.	機 器 名 称	機器No.	機 器 名 称
①	ＯＮＵ	⑥	ＨＤＭＩエクステンダー（受信機）
②	ルータ	⑦	表示盤
③	ＨＵＢ		
④	情報共有端末		
⑤	ＨＤＭＩエクステンダー（送信機）		

：新設
：更新
：改修
：撤去
：移設
：既設

大野支所　２Ｆ

凡　例

天井隠ぺい配線	立上り
床隠ぺい配線	引下げ
露出配線	素通し
(E19) ねじなし電線管(E19)	壁貫通箇所(防火)
(F17) 金属製可とう電線管(17)	壁貫通箇所
(MM1A) １種金属線ぴＡ型	その他図中表示による

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	大野支所　２階平面図	縮尺	1/150

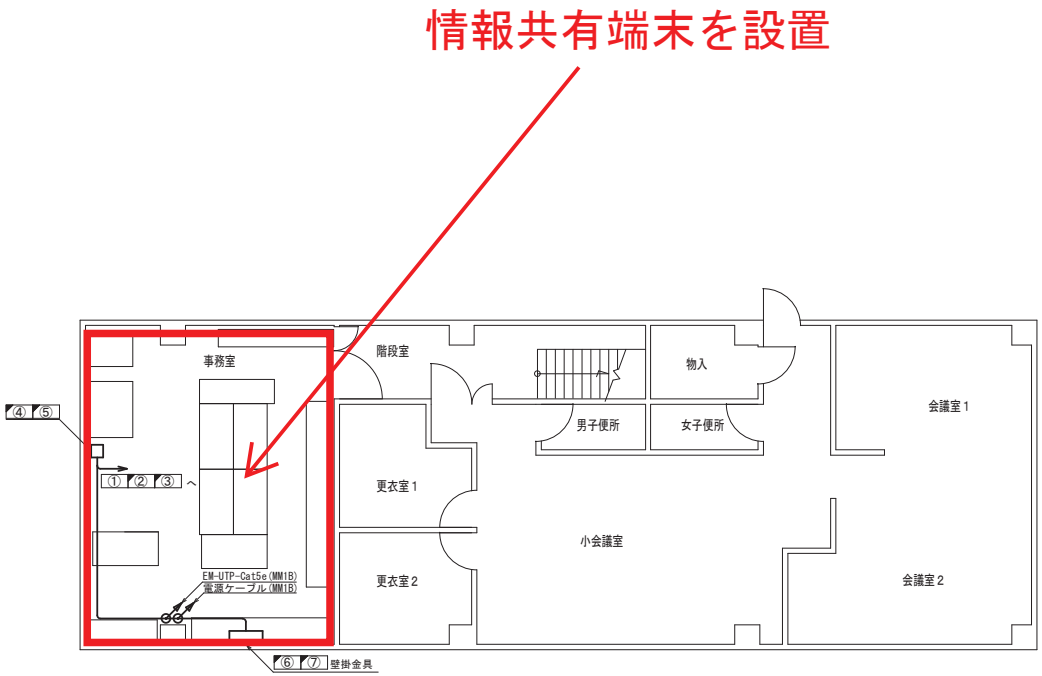

２階平面図 S=1/150

：新設
：更新
：改修
：撤去
：移設
：既設

機器No.	機 器 名 称	機器No.	機 器 名 称
①	ＯＮＵ	⑥	ＨＤＭＩエクステンダー（受信機）
②	ルータ	⑦	表示盤
③	ＨＵＢ		
④	情報共有端末		
⑤	ＨＤＭＩエクステンダー（送信機）		

宮島支所　２Ｆ

凡　例

――――	天井隠ぺい配線		立上り
－－－－	床隠ぺい配線		引下げ
------	露出配線		素通し
(E19)	ねじなし電線管(E19)		壁貫通箇所(防火)
(F17)	金属製可とう電線管(17)		壁貫通箇所
(MM1A)	１種金属線びＡ型		その他図中表示による

業務名称	廿日市市消防本部高機能消防指令センター整備事業	番号	
図面名称	宮島支所　２階平面図	縮尺	1/150

（諮問第２号）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（人権・男女共同推進課）

１　提案の要旨

(1)　西本タツ子委員、原いち代委員、山中攻治委員及び岡崎和生委員は、令和元年１２月３１日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2)　後任委員

西　本　タツ子（再任）

原　　いち代（再任）

河　野　和　夫（新任）

下　桶　博　美（新任）

(3)　現在の委員は、次のとおりである。

西　本　タツ子

市　里　尚　弘

兒　玉　宣　明

原　　いち代

山　中　攻　治

前　田　幸　子

新　居　克　己

青　木　敬　子

岡　崎　和　生

佐々木　三　郎

正　留　律　雄

白　築　京　子

梅　本　光　子

西　田　弘　展

増　田　　育

松　浦　伸　二

山　本　紀　枝

2　根拠法令

人権擁護委員法

第６条

③　市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。